

強制管轄受諾に関する日本国の宣言

(國際司法裁判所規程第三十六条の規定に基づく國際司法裁判所の強制管轄を承認する日本国
の宣言)

効力発生 二〇〇七年七月九日

書簡をもつて啓じいたします。

本使は、外務大臣の命により、日本国が、國際司法裁判所規程第三十六条の規定に従い、一千九百五十八年九月十五日以後の事態又は事実に関して同日以後に発生するすべての紛争であつて他裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、かつ、相互条件で、当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認めることを日本政府のために宣言する光榮を有します。

この宣言は、紛争の当事国が、最終的かつ拘束力のある決定のために、仲裁裁判又は司法的解決に付託することに合意したか又は合意する紛争には適用がないものとします。

この宣言は、紛争の他のいずれかの当事国が当該紛争との関係においてのみ若しくは当該紛争を目的としてのみ國際司法裁判所の義務的管轄を受諾した紛争、又は紛争の他のいすれかの当事国による國際司法裁判所の義務的管轄の受諾についての寄託若しくは批准が当該紛争を國際司法裁判所に付託する請求の提出に先立つ十二箇月未満の期間内に行われる場合の紛争には適用がないものとします。

この宣言は、五年の期間効力を有し、その後は、この宣言が書面による通告によって廃棄される時まで効力を有するものとします。

以上を申し進めるに際し、本使は、貴事務総長に向かつて敬意を表します。

二千七年七月九日

国際連合日本政府代表部 特命全權大使 大島賢三

国際連合事務総長 潘基文閣下

